

令和8年大和市農業委員会第3回総会議事録

令和8年3月25日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

13番 古谷田 和子 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出
について

- 日程第5 報告第 9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第6 報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第7 議案第 5号 大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 5号 大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 8 年 3 月大和市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、7 番、富澤克司委員、8 番、田邊義之委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

2 月 19 日、第 88 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

2 月 25 日、やまと産業フェア正副会長会が開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 2 月 19 日、大和市開発審査会が開催されまして、2 件の議案がございました。2 件とも全会一致で承認されました。

以上になります。

○議長 ほか、ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から、2 月 25 日にやまと産業フェア正副会長会が開催され、今年はやまと産業フェアの開催日程が会議の中で決まりました。11 月 7 日と 8 日の土日に開催をいたしますのでご承知おきください。

また、会議の中では昨年の反省点として、搬入、搬出のときの機材の音がするというクレームがあったとのことで、その対策をしなければという話が出て

おりました。以上でございます。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、
日程第4、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の
届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第7号については議案書1ページの3件が、報告第8号については議案書
2ページの3件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでござい
ます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により
受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 報告第8号の2番の件で確認をさせていただきたいと思います。譲渡人に
関してですけれども、当該地の隣にお寺がありますが、そのお寺の身内の方な
のかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 確認はしておりませんが、譲渡人の名字からして、恐らく身内の方ではない
かと思います。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

○議長 ほか、ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、報告第9号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議

題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第9号、受付番号1番から3番について一括してご説明いたします。議案書は3ページ、案内図は総会資料の5から7ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和7年8月17日に死亡したことにより、相続人である妻及び養子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、令和7年の春ごろから亡くなる前まで入退院を繰り返していましたが、業者への対応は自分で行うなど、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。

については、申出人と長谷川委員とで、令和8年3月5日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員　事務局の説明のとおり、3月5日に私と事務局で現地を確認しました。

現地は管理されていました。また、被相続人が主たる農業従事者であったことは確認しております。やむを得ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第6、報告第10号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　まず、本件について補足説明いたします。

農地の相続については、生涯農業を継続する意欲のある相続人に対し、相続税の納税を猶予することで農地を守っていきこうという趣旨の制度があります。この納税猶予制度の適用を受けようとする者は、相続税の申告期限までに被相続人の住所地の税務署に申告することになっています。申告に当たって、農業委員会が発行する相続税の納税猶予に関する適格者証明書を添付しなければならないので、農業委員会では、証明書交付の希望があれば、申請人が適格者かどうかを判断し、納税猶予適格者証明書を交付しています。

それでは、報告第10号についてご説明いたします。議案書の4ページをごらんください。総会資料は8ページです。

相続人は、被相続人の存命中から被相続人とともに農業経営をしてきており、相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は、梅や栗などの果樹を栽培しており、肥培管理がなされております。

については、2月20日に遠藤委員と相続人及び相続人の親族立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員　　2月20日に私と事務局で現地に行き、相続人と相続人の親族と立ち会って現地確認を行いました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長　　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第5号、大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。議案書5ページをごらんください。

農業委員会等に関する法律第7条第2項に基づき、農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、指針を変更しなければならないとされておりまして、また、指針では、3年ごとに検証・見直しを行うものとされておりまして、

前回、令和5年3月28日の指針の改正から3年となるため、今回、指針の改正についてご審議をお願いするものでございます。

内容といたしましては、別添、大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をごらんください。

1ページ目に、第1として基本的な考え方を記載しておりまして、2ページ目から4ページに、第2として具体的な目標や推進方法、評価方法について記載しています。2ページ目に、1、遊休農地の発生防止・解消について、3ページ目に、2、担い手への農地利用の集積・集約化について、4ページに、3、新規参入の促進について、3つの項目ごとに目標や推進方法、評価方法を記載しております。そして、最後、5ページに、第3として、地域計画の目標を達成するための役割を記載しております。

この指針につきましては、県農業会議等から提供された参考例をもとに作成しておりまして、目標数値に関しましては、本市の過去の推計をもとに作成しております。

以上が説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和8年3月大和市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会